

## みやぎNPOプラザ 貸事務室使用団体募集要項

みやぎNPOプラザ（以下「プラザ」という。）は、宮城県内のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として設置された施設で、「基盤整備機能」と「場の提供機能」を柱に運営しています。

このたび、NPOがミッションの実現に向けて継続的に活動していけるよう、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）第9条第4項の規定により、一定期間の活動拠点になる貸事務室を使用する団体を募集します。

### 1 募集する施設

- (1) 名称 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ） 事務室  
 (2) 所在地 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地

### 2 募集数

- 事務室（大） 1団体  
 事務室（中） 2団体

### 3 施設の概要

#### 事務室（大）

- ・面積 約18㎡
- ・主要設備 事務室用机×1、事務用椅子×1、補助椅子×1、キャビネット×1  
 電気コンセント、電話用モジュージャック（アナログ）  
 インターネット用モジュージャック（料金 別途月額1,000円（税込み））

#### 事務室（中）

- ・面積 約9㎡
- ・主要設備 事務室用机×1、事務用椅子×1、補助椅子×1、キャビネット×1  
 電気コンセント、電話用モジュージャック（アナログ）  
 インターネット用モジュージャック（料金 別途月額1,000円（税込み））

※事務室はすべて高さ1.8mのパーテーションにより仕切られており、完全な個室ではありません。ただし、鍵付きのドアがついています。

※事務室のあるNPOルームには、無料で使えるWi-Fiのアクセスポイントがあり、インターネット接続が可能です。ただし、接続を保証するものではありません。

### 4 使用料

- 事務室（大） 月額 18,500円（税込）  
 事務室（中） 月額 9,200円（税込）

※納期限は使用月の前月末。

### 5 使用期間

- 事務室（大） 1団体 令和5年4月1日（土）～最長3年

事務室(中) 2団体 令和5年4月1日(土)～最長3年

※ただし、プラザが毎年1月に使用状況を審査し、次年度の使用を許可します。

## 6 申込の資格要件

- (1) 営利を目的とせず、社会的・公益的な活動を主たる目的として自発的に活動しているNPO(民間非営利団体)とし、法人格の有無は問わない。
- (2) 団体の規約等が定められており、規約等に基づく、総会の開催、事業報告、収支決算等が行われている団体であること。
- (3) 県内にNPO活動を行うために必要な専用の事務所を持っていない団体であること。
- (4) 過去にプラザの常設ショップ・レストラン・事務室を使用していた団体でないこと。
- (5) 複数の団体が共同事業体(以下「コンソーシアム」という)を組成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

イ 当該コンソーシアムのすべての構成団体が、上記(1)から(4)までのいずれにも該当する団体であること。

ロ コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表者を選定すること。

ハ 申込後に、新たな団体を追加することは認めない。

ニ 単独で申請を行った団体が、他の申請者(コンソーシアム)の構成団体となることはできない。

ホ 同時に複数のコンソーシアムの構成団体となることはできない。

ヘ コンソーシアムの構成団体として事務室を使用した場合、以後、単独あるいは他のコンソーシアムの構成団体となり事務室使用を申込み、使用することはできない。

※コンソーシアムは、ひとつの事務室を複数団体で使用することで資金や人員の面から使用条件を満たし、事務室を効果的に使用することを目的に組むものであり、活動分野や活動内容の同異は問わない。

## 7 使用条件

- (1) 入居団体(以下、コンソーシアムの場合は各構成団体を指す)の専用事務室として使用すること。

なお、専用事務室の判断基準は次のとおりとする。

①対外的に入居団体の連絡先となっており、それに伴い電話連絡先を公開していること。

②入居団体の運営に関する書類が備えられていること。

- (2) 使用可能な曜日・時間帯は次のとおり。

・火曜日～土曜日 9:30～21:30

・日曜日・祝日 9:30～17:30

※月曜日及び年末年始(12/29～1/3)は休館

- (3) 使用団体(以下、コンソーシアムの場合は当該コンソーシアム)は、入居が決定した施設を次に定める日数及び時間以上使用する。

・事務室(大)(中) 月平均15日以上、延べ50時間以上

- (4) 電話等の設置に係る電話加入権、設置料、通話料等は使用団体が負担する。

- (5) 備え付け以外の備品、机等の追加備品が必要な場合は、使用団体が準備する。

- (6) 電気を使用する設備で持ち込めるものは、電話、FAX、パソコン程度のもとし、電気ポット、電気ストーブ等大量の電気を消耗する設備は使用できない。
- (7) 火気の使用は禁止。また、全館禁煙で、喫煙は屋外の指定された箇所のみとする。
- (8) 入居団体は、半期毎にプラザ指定の書式で活動の状況を提出する。
- (9) 入居団体は、総会の開催後1ヶ月以内に、その資料をプラザに提出すること。
- (10) プラザが実施する入居団体の施設使用状況や運営についてのヒアリングに応じること。
- (11) プラザの催事や運営に対し積極的に協力すること。
- (12) 民間非営利活動拠点施設条例第12条の規定により、プラザは使用許可の取り消し等を行うことがある。
- (13) 使用許可の期間が満了したとき、または使用許可の取消を受けたときは、当該許可に係る施設等を原状に回復する。

## 8 申込方法

下記の書類を募集期間内にプラザに提出する。使用が決定した団体が提出した申込みの関係書類はプラザの交流サロンで全て公開する。

- (1) **事務局使用申込書**
- (2) **団体概要および事務局使用計画書**
- (3) **団体の規約等**
- (4) **直近の総会資料（直近の事業報告書、事業計画書および収支決算書、収支予算書を含むもの）**
- (5) **コンソーシアムの場合、当該コンソーシアム組成に係る協定書又はこれに相当する書類**  
※コンソーシアムの場合、上記（2）から（4）までは構成団体ごとに提出する。

※募集要項・選考要領・申込書は、みやぎNPOプラザ及び県庁共同参画社会推進課に設置。  
また、みやぎNPO情報ネット (<https://www.miyagi-npo.gr.jp/>) よりダウンロード可能。

## 9 申込受付期間

令和5年2月1日（水）～令和5年3月5日（日）まで

## 10 選考方法

「みやぎNPOプラザ施設使用団体選考要領」により、書類審査及び公開ヒアリングを行う。  
審査項目は下記のとおり。

- (1) 団体の活動の公益性・社会性
- (2) 団体の活動の実績
- (3) 団体の組織・運営
- (4) 団体の活動の継続
- (5) 事務室の必要性・緊急性
- (6) 事務室使用の事業計画
- (7) 事務室使用の効果性
- (8) 将来への活動の展開

※使用希望施設の選考に漏れても、今回募集する別施設の使用の希望（第2希望）がある団体は、その旨申込書の所定欄に記入すること。3月16日の公開ヒアリング・選考で使用団体が決まらない場合、第2希望を選考審査の対象とする。ただし得点が満点の6/10を満たすことを条件とする。

## 1.1 スケジュール

- ・ 募集（申込）締切 令和5年3月 5日（日）
- ・ 公開ヒアリング・選考 令和5年3月16日（木）
- ・ 選考結果連絡 令和5年3月17日（金）
- ・ 選考結果通知 令和5年3月22日（水）以降
- ・ 入居開始 令和5年4月 1日（土）より

## 1.2 その他

- (1) 申込にあたり、現地を確認したい場合は、事前にプラザに連絡のうえお越してください。
- (2) 質問等がある場合には、別紙「貸事務室使用に関する質問」に記入のうえ、プラザに提出ください。回答は質問者に個別回答し、質問・回答内容はプラザに掲示します。
- (3) プラザの役割・機能についてはお問合せください。

## 1.3 問合せ・提出先

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）

（指定管理者）特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地

TEL 022-256-0505

FAX 022-256-0533

E-Mail [npo@miyagi-npo.gr.jp](mailto:npo@miyagi-npo.gr.jp)